

☆特典制度

父・母・兄弟姉妹が、菊華高等学校及び、姉妹校の菊武ビジネス専門学校を卒業、もしくは在籍している場合、入試受験料 5,000 円を免除します。

◎国の補助金についてのご案内

就学支援金 (2024年度実績) *保護者の所得に応じて通算で48ヵ月支給

区分		所得基準	支給額	
支援金区分	授業料軽減区分 (愛知県在住者)		支援金	支援金・ 授業料軽減 (愛知県在住者)
加算分	甲①	算定基準額(※1)が154,500円未満の世帯 (年収約590万円未満程度の世帯)	12,030円/単位	12,030円/単位
一律分	甲②	算定基準額(※1)が212,700円未満の世帯 (年収約720万円未満程度の世帯)	4,812円/単位	10,212円/単位
	乙	算定基準額(※1)が270,300円未満の世帯 (年収約840万円未満程度の世帯)		5,100円/単位
	その他	算定基準額(※1)が304,200円未満の世帯 (年収約910万円未満程度の世帯)		4,812円/単位

- 注▶ 1. 算定基準額 = 課税標準額 × 0.06 - 市町村民税の調整控除額 ※父母合算
(政令指定都市の場合は調整控除額に3/4を乗じる)
2. 授業料軽減は愛知県在住者のみ対象となります。
3. 授業料軽減区分の甲・乙区分は入学金・授業料軽減の補助対象となります。
4. 授業料軽減区分のその他区分の授業料補助は就学支援金のみの支給となります。
5. 支給額は1単位当たりの月額です。授業料月額が支給月額より下回る場合は「支給月額=授業料月額」となります。
6. 支給単位数の上限は通算で74単位、年間の上限は30単位です。
7. 所得基準額を超える場合は支給されません。
8. 全日制高校から転編入した場合は、48ヵ月-(全日制在籍月数)×4/3で算出した月数が支給期間となります。

例 甲②区分の場合

1 単位10,000円 履修期間12ヵ月・30単位を登録

* 授業料月額 10,000円÷12ヵ月×30単位=25,000円 → 授業料年額300,000円

・ 就学支援金支給限度月額 4,812円÷12ヵ月×30単位=12,030円

・ 授業料軽減支給限度月額 10,212円÷12ヵ月×30単位=25,530円

* 支給額月額：就学支援金12,030円 + 授業料軽減12,970円=25,000円 → 支給年額300,000円

〔支給月額=授業料月額〕

奨学給付金 (2024年度実績)

生活保護(生業扶助)受給世帯	非課税世帯
52,600円	52,100円